

事後変更の特約

「(契約件名)」(以下「本契約」という。)について、第〇条(契約の事後における変更)が定める場合に加え、甲が仕様書等において契約の前提となる日程を設定している場合で、当該日程が変更となる可能性が見込まれ、且つ、急を要し変更契約の手続きをとることができないことが見込まれる場合に事後に変更契約を行うことができる旨の特約を次のとおり定める。

(総則)

第1条 甲及び乙は、甲が仕様書〇〇項【適用文書で設定している場合は、適用文書名と日程を設定している項番を記載する。(例:適用文書3.1(10)〇〇作業要求書の〇〇項)】において設定した契約の前提となる日程が変更となった場合は、本特約に定めるところに従い、甲が乙に書面により行った指示にもとづき事後において契約の変更を行う。

(契約金額の変更)

第2条 契約の変更は、甲が乙に書面により行った指示及び価格内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これにより難い場合には甲乙協議して定める。

(契約の変更の範囲)【事後変更による変更契約の対象が仕様書等の一部に限定される場合に定める】

第3条 契約の変更の対象となる仕様書等の範囲は次のとおりとする。

仕様書 〇〇項から〇〇項

適用文書〇〇の〇〇項から〇〇項

以上